



施設園芸等燃料価格高騰対策では、対象燃料別に毎月の全国平均販売価格を指標価格とし、発動基準価格を超えた場合、その差額を補填金単価として補填金を交付しています。指標価格の出典及び考え方は以下のとおりです。

A重油：農業物価統計調査（農林水産省）、灯油：A重油価格×1.06により算出

LPガス：流通段階におけるLPガス価格推移（日本LPガス協会）のうち、卸売価格を用いて、一般的な組成比であるプロパン7割、ブタン3割の按分により算出

L N G：貿易統計輸入金額（貨物代金に仕向け地までの運賃・保険料が含まれた価格）を販売形態である気体へ換算し算出。

ただし、経済産業省の激変緩和対策事業が実施された月にあっては、下記金額を補填金単価から除している。

①R5年3月使用分（R5年4月検針分）からR5年8月使用分(R5年9月検針分) 30円/m<sup>3</sup>

②R5年9月使用分（R5年10月検針分）からR6年4月使用分（R6年5月検針分）15円/m<sup>3</sup>

③R6年5月使用分（R6年6月検針分）は7.5円/m<sup>3</sup>